

Intellectual Property and Crisis Management : A Lesson Given by the Problem of the Tokyo 2020 Olympics' Logo (3)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/48578

東京オリンピックエンブレム問題に学ぶ 知的財産と危機管理 (3)

Intellectual Property and Crisis Management –A Lesson Given by the Problem of the Tokyo 2020 Olympics’ Logo (3) –

大友 信 秀

4. 審査状況の客観的整理 (何が明らかになって、何が明らかにならなかったのか)

(1) 明らかになったこと

①審査内容等 (審査方針、審査委員による審査、審査後公表までの組織委員会内部の行動含む。)

1) 組織委員会による調査もしくは記者会見¹から明らかになったこと

2015年8月28日に行われた組織委員会の記者会見(第2回釈明会見)で、佐野氏による2020年東京オリンピックエンブレムデザインが審査段階と公表段階で異なっていたことが明らかにされた。また、審査が2日にわたり行われたこと、1日目には3回の審査で候補14作品に絞り、2日目に4作品に絞った後、審査委員による議論を経て最終候補を決定したことが明かされた。佐

1 第2回及び第3回の釈明会見の動画は、YouTubeで視聴可能。また、新エンブレム選考に向けた準備会後の記者会見は<http://bunbuntokuhoh.hateblo.jp/entry/2015/09/19/141654>、新エンブレム委員会発足に伴う記者会見については<http://bunbuntokuhoh.hateblo.jp/entries/2015/09/30>、外部有識者による調査報告書の内容はhttp://www.idea-mag.com/column/2020_tokyo_olympic_emblem_001、報告書に対する会見での質疑応答については<http://www.sankei.com/affairs/print/151218/afr1512180040-c.html> 及び <http://www.sankei.com/sports/print/151218/spo1512180022-c.html> 参照。

野氏のエンブレムが審査段階から公表段階の間で修正された理由は、国際商標出願に伴う類似商標との差別化のためと説明された。ただし、審査終了後に作成された修正案に対して審査委員の一人である平野氏からは承諾が得られなかったことも説明された。

同年9月1日に行われた組織委員会による会見（第3回釈明会見）では、佐野氏の作品を正式エンブレム候補から取り下げられることを7名の審査委員のうち6名から了承を得た上で、オリンピック・パラリンピック担当大臣等で構成される調整会議に報告し了承が得られたことが報告された。また、国際商標出願に係る問題が生じた際に、他の候補のデザインを採用せずに佐野氏のデザインを採用した理由を他の候補のデザインとの差が大きかったためと説明した。さらに、取り下げの理由については、リエージュ劇場のロゴに関する訴訟とは全く関係なく、模倣等を理由とするのではなく、佐野氏のデザインへの国民の理解が得られない点が理由であるとされた。

その後9月28日に行われた、佐野氏のデザインの取り下げに伴う新エンブレム委員会発足に伴う記者会見では、組織委員会によってエンブレム選考の問題点が次のように示された。①エンブレムのコンセプトの議論が不足していた。②デザイン性を追求しすぎたために応募条件を厳しくした。③国際商標登録に関して秘匿性を重視しすぎた。④専門的作業を特定の人間に委ねたため組織間でチェック機能が働かなかった。⑤8名の応募者に対して参加要請文書が送付されていたことが後に明らかになった（会見時の質疑応答で、要請文書の送付が公募要項発表の3日前に行われていたことが明らかになった。）。⑥入選した3名は参加要請文書送付対象者であった。⑦参加要請と結果の関係について調査が必要である。⑧訴訟係属中であったため説明が不足したが、もう少し丁寧に説明する機会を設けるべきだった。

同年12月18日には、外部有識者による調査結果が報告され、以下のことが新たに認められた。8名に対する公募前の参加要請が審査委員代表とクリエイティブ・ディレクターにより行われたことが明かされた。また、参加要請

された8名を自動的に二次審査に進めるよう、審査委員代表からマーケティング局長及びクリエイティブ・ディレクターに要請されていたこと、参加要請者の存在については他の審査委員は把握していなかったことも明らかになった²。応募作品の制作者情報は極秘扱いであったが、審査委員の一人であるクリエイティブ・ディレクターは審査前に同情報を取得していた。審査中にクリエイティブ・ディレクターは、すでに2票を得ていた1作品を除く参加要請対象者の作品7つに投票した。また、それでも2票に満たない作品に対して投票するように審査委員代表に伝えた。審査委員代表はそれらに投票したが、その全てが二次審査に残らなかった。その後の佐野氏作品の修正過程については、クリエイティブ・ディレクター以外の審査委員に対して一切報告されていなかった。本来選定すべき入選作品8作品の選定がされていなかった。

2) 選考委員の一人であった平野氏のブログによって明らかになったこと

審査委員就任打診のメールに添付されていた「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会シンボルマーク／エンブレム専攻について」という書類には「展開性」という文言があったが、応募要項である「TOKYO2020大会エンブレムデザイン制作諸条件(一般の部)」にはそのような記述がなく、関連する事項であろう「大会デザイン展開アイデア」は【自由提出】と表記されていた。この点で、後に、組織委員会が佐野氏のデザインを評価した理由が「展開性」にあるとすることが不自然(もしくは公募時の提示要件から不公正)であることが明らかになった³。

8月28日の組織委員会の会見まで、平野氏と組織委員会側が折衝を重ねて

2 報告書では、「審査当時、参加要請対象者の存在すら認識していなかった審査委員が複数存在することが判明した。」とするのみで、審査委員代表とクリエイティブ・ディレクター以外にこのことを知っていた者がいたかは不明である。

3 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=5>参照。

いるが、平野氏は納得しなかったことが明らかにされている。また、会見では一切公表されていないパラリンピックのエンブレム原案が公表された修正後のものとは大きく異なることも明かされている⁴。

審査委員会では審査委員全員が同列の立場であったはずなのに、永井氏が「審査委員長」ないしは「審査委員代表」となっていたことに違和感を持ったとする見解が示されている。このことは、平野氏が指摘するまで組織委員会も正確に位置づけていなかったが、実質的にはそのように運用していたことが明らかになった⁵。

佐野氏エンブレムの盗用問題が生じてから、秘密保持誓約書へのサインを求められたことが示されており、組織委員会が、あわてて口止めをしたとも受け止められかねない対応をしていたことが明らかになった⁶。

選考に関する外部有識者の調査に関して、当時の状況を記録した映像の視聴を許されないこと、調査内容が「匿名」、発言内容も「記名しない」こと等から責任の所在が明確にならないことが危惧され、調査への協力辞退を伝えたことが明らかにされている⁷。

最終審議の冒頭から高崎氏(クリエイティブ・ディレクター)が1位案(佐野氏のデザイン)を強く推す発言を行っていたことが明かされている。撮影した当時の記録を有している組織委員会から、このことに対して明確な否定の意思が示されていないことからすると、このことは事実である可能性が極めて高い⁸。

佐野氏が参加要請対象者になった理由を、審査委員代表は、亀倉雄策賞の直近の受賞者であることとしていたが、同賞の審査はエンブレム審査の翌月

4 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=15> 参照。

5 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=19> 参照。

6 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=21> 参照。

7 同上。

8 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=27> 参照。

に行われており、参加要請時にはまだ受賞は決まっていなかった。このため、外部有識者による調査で、「なお、審査委員代表は、佐野氏を参加要請対象者に選んだのは、佐野氏は、日本のグラフィックデザイン界において最高の榮譽の一つとされる亀倉雄策賞の直近の受賞者であり、日本で最も力のある若手デザイナーの一人であると考えたためである旨述べており、そのこと自体に不合理な点は見当たらない。」としている部分は調査の不備があったと言える⁹。

②審査体制

1) 組織委員会による調査もしくは記者会見から明らかになったこと

8名の審査委員のうち、審査委員代表である永井一正氏とクリエイティブ・ディレクターを兼務していた高崎卓馬氏は他の審査委員に告げることなく、参加要請対象者を自動的に二次審査へ進ませる相談をしていた。このことから、審査は、公募とは名ばかりのものになっていたことが明らかになった。また、高崎氏は、審査前に応募者情報を入手していた。また、審査終了後も、高崎氏は、佐野氏のデザインの修正に関して公表まで関与していた。

外部有識者の調査は、組織委員会が⁸、審査委員会を単なる諮問機関と捉えていた可能性を否定していない¹⁰。同調査報告は、組織委員会の確認を経たものであるため、公式見解と捉えることができるが、このように審査結果の支配を組織委員会が自由にできると考えていた可能性があることが明らかになった。

2) 選考委員の一人であった平野氏のブログによって明らかになったこと

永井氏の位置づけは、2015年9月1日の会見では、武藤事務総長が「委

9 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=51> 参照。

10 大友信秀「東京オリンピックエンブレム問題に学ぶ知的財産と危機管理 (2)」金沢法学59巻2号(2017)27頁参照。

員長」と紹介しており¹¹、その後永井氏に使用された「委員代表」と整合性がとれていない。このことは平野氏によって指摘されており¹²、第1回選考委員会の体制は、審査委員全員が了解する明確な組織になっていなかった可能性が強い。

また、佐野氏デザインの修正案について、選考委員会には全く権限なく、組織委員会の決定事項であることが平野氏に示されていたことも明らかにされている¹³。

③佐野氏に関する事実

1) 組織委員会による調査もしくは記者会見から明らかになったこと（その他、盗用等が問題となった点）

2015年8月26日に審査委員代表の永井氏から、佐野氏の応募原案がその後修正された旨明らかにされた。その後28日に行われた組織委員会の記者会見では、原案からの修正過程が示された。

同年9月1日に行われた組織委員会による会見（第3回釈明会見）では、佐野氏がエンブレム展開例に他人の写真を流用していたこと、エンブレム原案がヤン・ヒチョルト展のポスター内のロゴに酷似するとの指摘があったことが報告された。

そのほか、佐野氏によるデザインとされたサントリーのトートバッグに関しては、デザインが佐野氏本人ではなく部下によってなされたものである旨佐野氏が表明し、部下によるトレース（模倣）を認め、配布は中止された。これ以外にも、Hanako1019号（2012年）において公表した扇子のポスターデザインがそれ以前に公表されていた秋田県横手駅前商店街振興組合などが主催した「デザインであそぼう第3弾団扇展」のものに酷似していること、佐

11 会見は、<https://www.youtube.com/watch?v=Xd2bmMrk9ss> 参照。

12 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=19> 参照。

13 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=15> 参照。

野氏デザインの東山動物園（名古屋市）のシンボルマークとコスタリカ国立博物館のものとの類似性、同じく佐野氏デザインの群馬県太田市の「おおたBITO 太田市美術館・図書館」のロゴがジョシュ・ディバイン氏のデザインに類似することが指摘された。



佐野氏作成ポスター（左）と横手駅前商店街振興組合（秋田県）主催ポスター（右）

2) 選考委員の一人であった平野氏のブログによって明らかになったこと

佐野氏のデザインの修正に関して、修正後のものを公式エンブレムとして平野氏が承諾していなかったことが明らかになった。特に、パラリンピックのエンブレムは原案と修正後では「原形をとどめておらず、まったく違うものになっている。」との修正案への強い異議が申し立てられている¹⁴。

(2) 明らかにならなかったこと

① 審査内容等

14 パラリンピックの原案については、公表されていないため詳細は不明である。

組織委員会の会見で当初強調されていた「展開性」という審査事項が審査の公募要項では必須事項ではなかったことが平野氏によって指摘されている¹⁵。このことから、なぜ、「展開性」という事項がその後最重要事項になったかに疑問が生じるが、まったく明らかになっていない。

平野氏が指摘するように¹⁶、公募に参加要請をする、いわゆる招待作家制度は広く認められているのに、なぜ、今回は、それが審査委員にまで秘匿されていたのかに疑問が残るが、このことに対しても明確な説明はない。

外部有識者による調査で、審査に不正があったことが明らかになったが、結果にどのような影響を与えたのかが明らかにならなかった。外部有識者による調査は、「1次審査における不正は、審査委員代表及びクリエイティブ・ディレクター以外の審査委員が関与していないため、その後の審査に影響を及ぼした事実はなく、最終結果に影響を与えたと認められない。」としているが、クリエイティブ・ディレクターは、審査中に応募者情報を認識していた人物であり、審査委員代表は、佐野氏への参加要請理由を事実とは異なる内容で説明していた人物である。8名で構成される審査委員会にこのような人物が2名加わっていたことは重大な問題であると考えられる。すなわち、最終審査の対象は4作品に絞られていたのであるから、単純に考えれば、実力が伯仲する作品への支持が割れている場合に、これら2名が影響力を発揮する余地は十分にあったことになる。この点についての調査は全く行われておらず、何のための調査だったか、審査の公正さを調査する調査であったかどうかという点からは疑義が残るものと言わざるを得ない。

審査委員による審査終了後、佐野氏のデザインの修正が行われたが、組織委員会の会見によれば、国際商標出願手続中に佐野氏の当初デザインに類似する商標が見つかったためということであった。外部有識者による調査はごく狭い範囲に限定されており（そうでありながら、あえて、調査範囲外の事

15 前掲、注3参照。

16 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=7> 参照。

項についても言及している点で趣旨一貫していないきらいがあるが)、この点は調査対象外と言うのであろうが、佐野氏デザインの修正がこの点から始まっている以上、最低限の事実調査は行う必要があったと言わざるを得ない。この点について説明することは、組織委員会としても当然のことであり、組織委員会が調査範囲を絞り、この点を調査対象から外したのであれば、重大な事実を隠蔽していると捉えられても反論できない状態を自ら創出したと言えることができる。

また、原形をとどめていないと指摘されているパラリンピックのエンブレムについては、国際商標出願手続との関係を含め、いかなる説明もなされていない。この点についても大きな疑問が残された。パラリンピック・エンブレムが修正された理由が国際商標出願手続と関係ない場合、組織委員会は審査委員会の判断を無にしているため、審査体制の問題に切り込む論点にもなり得た。

②審査体制

組織委員会からの要請を受けて行われた外部専門家の調査報告書に、『「組織委員会が、……審査委員会の責任と権限を明確にしていなかったことは、不適切であった」。マーケティング局長は、審査委員会の権限は大会エンブレム候補の選定で完結するものであるという理解で行動していたが、審査委員会はいくまで諮問機関であるという一般論もあり得るため、マーケティング局長の進め方も一概に不合理とは言えない。他方、最終決定権限が審査委員会にあるという考え方もあるが、その場合に必要なら、1)「修正して対応すべきかどうか」については意見の一致を見ていたが、2)「修正で対応するとしても、どの程度の修正を許容するか」、3)「第二位作品の繰り上げ、もしくは他の作品の採用に切り替えるのか」、については何も決めていなかった。このように、「審査委員会の責任と権限を、明確かつ緻密に定めていなかったという点に問題があったというほかない。』とあることから、調査報告書は、審

査体制がどのように設定されていたかについて調査を尽くしていない。

もし、前者のように設定されていたのであれば、佐野氏のデザインの公表時に、審査後修正されたことを明確にした上で、個人として関与していた審査委員代表を除く他の審査委員はこれらを（少なくとも修正が行われていたときには）承知していなかったことを示すべきであった。また、審査委員会が後者の観点で設定されていたのであれば、今回のように大幅な修正が必要になった時点で審査委員会に諮るべきであり、これを怠っている以上、審査委員会のあり方や権限の問題ではなく、修正を進めた者及びこれを認知しながら放置していた者の責任に帰するものと言わざるを得ない。前者、後者いずれと捉えた場合も、責任は、これらの行為を把握すべき組織委員会にあり、審査委員会に帰すことはできない（個別に関与していた審査委員代表の責任は別途生じる余地はあるが）。

公募と言いつつ、秘密裏に参加要請がされており、公募の抜け穴があった点、及び審査委員会による審査の位置づけが事後的にどのようにでも解釈され得る状態であえて放置されていたことから、審査体制がどのようになっていたかは不明である。また、この点は、あえて意図的に曖昧にされていた可能性もあり、極めて重大な問題を孕んでいるが、外部有識者による調査ではなぜか放置されている。

また、そもそもの問題の発端は、佐野氏のデザイン（はじめに公表されたもの及び原案両方）が他人のデザインに類似するという点にあった。これら問題に対して、第1回釈明会見で佐野氏自身がリエージュ劇場のロゴとの違いをデザインとしての考え方の違いから説明したり、第2回釈明会見で審査委員代表がグラフィックデザイナーの観点からは両者のデザインが全く違うと言えるとしたりした。しかし、法的に類似が問題となるかどうか、専門家による著作権法や商標法の観点からの説明はなされなかった。国際商標出願手続により生じたデザイン修正とその後の混乱からは、組織委員会に知的財産法の専門家が関わっていなかったのではないかと、との疑問も生じる。

③佐野氏に関する事実

東京オリンピック・パラリンピック・エンブレムの当初候補に選出されて以降、佐野氏のデザインに関しては、エンブレム以外にも類似性が指摘され他人のデザインからの盗用が疑われてきた。このうち、サントリーのトートバッグについては、部下の盗用を認めたが、それ以外については認めていない。秋田県横手駅前商店街振興組合のポスターのように、素人が見ても、明らかに（デザインコンセプトの）盗用とわかるものもあるため、佐野氏本人ないしは部下による盗用がどの程度行われていたかも、エンブレムの盗作可能性に深く関係する事情であるが、これらも十分に検証されたとは言えない。

佐野氏のデザインと他人のデザインの類似性に関する一連の問題は、デザイナーにとっての類似は素人とは異なるのか、という新たな問題も提起した。なぜなら、組織委員会の会見では、佐野氏も審査委員代表もそのように発言していたからである。この点で、興味深いのは、日本グラフィックデザイナー協会（JAGDA）が作成し公表した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会エンブレム第1回設計競技について」と題する文書である¹⁷。

同文書5頁以下には、「シンプルな形態を考案する作業に宿命的に潜む類似という問題が、デザインという営み自体への信用に揺らぎを生じさせてしまったことに対して、JAGDAは大変遺憾に感じています。同時にこれらの問題に明快な指針を持つべく今後取り組んでいく必要があると考えています。」としながら、「…ヤン・ヒチョルト展のグラフィックとの類似についても、剽窃と短絡することはできません。作者が見ていると同じように、審査委員もこの展覧会は見ているはずですから、イメージの流用が行われていたとするなら、それを見抜けなかった審査委員もこれを選定した責任は免れません。ただ、ヤン・チヒョルト展の場合、大きな円は、省略記号としてのピリオドを意味していたわけですから、造形の根拠が異なります。また、なに

17 <http://www.jagda.or.jp/pdf/emblem.pdf> 参照。

より、単純な9分割の正方形グリッドに、直線、円弧、円などを配していくことで、自然に形態の類似を誘発してしまうというこの案の宿命に起因するものとJAGDAは考えています。」とある。

これによれば、グラフィック・デザイナーにとって、外見の類似はあまり問題とならず、制作意図のほうが重要視されることが窺える。極端に言えば、類似性は他人のデザインとの差別化にあまり重要な働きをしないということになりそうである。また、ヤン・ヒチョルト展のグラフィックとの類似に関して責任を審査委員に負わせるということは、制作者の責任を軽減する意図にも受け取ることができ、デザイナーが他人のデザインとの差別化に無責任で良いとの印象も与えかねないものになっている。

JAGDAが公表した上記文書は、正式な総会手続を経ておらず、どこまで協会としての公式性が認められるかは不明である。しかしながら、このような見解に対して、異議を述べているものは、平野氏のブログ¹⁸以外には寡聞にしていまだ接していない。

④組織委員会及び審査委員会の責任

上で検討したように、旧エンブレム選考で審査委員会以外の組織委員会関係者がどのような役割を果たしたのか、組織体制は当初どのように想定されていて、結果として想定とどのように異なるに至ったのか全く明らかになっていない。このように問題の構造を明らかにしていないため、客観的な問題の所在が明らかになっておらず、当然責任の所在は明らかになっていない。

通常、具体的な責任が明らかにならない場合、組織のトップが結果責任を負うことになるが、今回の旧エンブレム取り下げに係る問題では、組織委員会のトップが明確な責任を表明することもなかった。

18 同文書の作成主体はJAGDAと表示されているが、作成に一般会員が全く関与していない点ならびに正式な総会での了承手続きも経ていない点については、平野氏のブログが詳しい。<http://hiranokeiko.tokyo/?eid=74>.

外部有識者による報告書は、今回の問題について責任の所在を次のように結論づけている。

「マーケティング局長らが手続の公正さや透明性の重要性を十分に理解していなかったという問題点が認められたが、これは、重大な公益事業を担う組織委員会において、ありとあらゆる場面において公正かつ適正に物事を進めなければならないという根本的な精神を職員間に周知徹底できていなかった結果ともいえるのであって、組織委員会のガバナンスの運用上の問題として真摯に反省すべき事項であると考える。¹⁹⁾」

つまり、不公正かつ不適正な行動を行った組織構成員は存在したが、今後は組織運用上の問題として真摯に反省すれば十分であるという評価になっているのである。端的に言えば、責任は問う必要がない、と結論づけている、と少なくとも文面上読まざるを得ない報告になっている。そして、このことは、外部有識者報告に対して付された組織委員会所見が、審査過程において不正があったことが明らかになったことに対して「不適正な対応がなされたことは、非常に遺憾である。」と自身の責任について全く触れていないことと歩調が合ったものと評価できる。

このような責任回避の姿勢は、すでに第3回説明会見における武藤事務総長の発言に現れており、組織委員会の方針は一貫しておりぶれていないことが読み取れる。以下に同発言を再掲する。

「ご指摘のあったような、分解してどこかの一箇所に責任があるとかって、そういう問題とは私は理解しておりません。これは大勢の人が関与し、いろんな手続きをとって、私はこの問題をいかに進めるかというのが非常に大事だと思います。誰か一人がいいから決めたというようなことであってはならない。むしろいろんな形で専門家が関与してみんなが責任を分担してこういう結論を出す。誰か一人が責任を持って結論を出すということではないだ

19 前掲、注1の報告書のURL参照。

ろうかというふうに思います。もちろん、組織としてはそのトップの者が責任を持つんだという論理は分かりますけれども、今ご指摘のように、分解してどこかの誰かに責任があるのかという、そういう議論はちょっと私はするべきでないし、またできないだろうというふうに思います。²⁰」

「それから責任ということに対しては、われわれは決して責任がないなんていうことは申し上げておりません。大変申し訳なく思っております。しかしそれを、新しいエンブレムを作って、一刻も早く国民の皆さまの支持を得られるようなものを作っていく、それが最も大事なことではないかというふうに考えるわけであります。²¹」

20 前掲、注1の第3回釈明会見のURL参照。

21 同上。